

第98回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年6月18日(火) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和元年6月18日(火) 午前 9時44分
- 3 閉会の日時 令和元年6月18日(火) 午前10時23分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席10名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 森本 章男 担当課長補佐 竹田 了久

係長 百本 博次 副主査 橋本 聡実

主任 花房 弘治

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 令和元年度の活動計画について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 奥田 哲也

8番 難波 勝利

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第98回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 奥田 哲也 委員，8番 難波 勝利 委員
にお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

橋本副主査 議案の訂正はありません。

以上です。

議 長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件、6番を審議します。事務局から東区の説明をお願いします。

奥田委員退室

橋本副主査 6番、遺贈による所有権移転です。受人は現在、約28アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 6番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(1)の6番1件を許可と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)の6番1件を許可と決定します。

奥田委員入室

続けて東区の説明をお願いします。

橋本副主査

1 ページ1 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約1. 1ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

2 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約69アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

3 番, 4 番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在, 約44アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

5 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約17. 5ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

7 番, 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約22. 3ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと, また取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約38. 4ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと, また取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

9 番, 交換による所有権移転です。受人は現在, 約1. 1ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

10 番, 交換による所有権移転です。受人は現在, 約53アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などを見ても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

11 番, 12 番は受人が同一のため同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在, 約95アール耕作しており, 非耕作地は

ありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約66アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約35アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
岡崎推進委員 6番を除く、1番から16番の15件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は決定済の6番を除く1番から16番の15件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)は15件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 3ページ1番、申請地は、農用地区域内の農地と判断され、転用目的は農地改良のための一時転用です。転用期間は、許可日から令和元年8月31日までです。申請人は現在、70アール耕作していますが、申請地を畑に改良し、露地野菜の栽培をしようとするものです。申請地は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 3ページ2番、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。申請地は半径300メートル以内に駅のある3種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場です。平成28年7月19日付けで農地法第4条一時転用許可しており、貸露天駐車場として転用していましたが、継続的に利用希望者が多く今後も露天駐車場として存続させるため永久転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農用地区域内の農地と判断され、転用目的は農地改良による一時転用です。一時転用期間は、令和元年7月31日までです。申請人は現在、約4.5ヘクタール耕作していますが、イチゴ栽培用のハウスを設置するため盛土工事等を行おうとするものです。申請地は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり例外的に許可が可能です。転用面積は、ハウス設置の事業計画から妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番と3番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は1番から3番の3件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(2)は3件を許可と決定します。なお、3番は転用面積が3000平方メートルを超えていますので、6月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 4ページ1番、本件は、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区江並の借家にて、妻、長男、長女の4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったため、現在の居住地から近く、生活環境に変化がなく安心して暮らせる申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、本件は、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅

(分家住宅) です。

受人は現在、中区湊の借家にて夫婦と子2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、父が所有する農地であり、実家からも近く実家の農業の手伝い等相互に協力がしやすい申請地を使用貸借して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、1種農地ですが、集落に接続する住宅であり、父所有の農地で他に代替地がなく、例外許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、本件は、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅(分家住宅)です。

受人は現在、東区西大寺中野の借家にて夫婦と子1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となっていることから、妻の父と祖母が所有する農地であり、妻の実家からも近く、両親や祖母の介護や実家の農業の手伝うのにも大変便利である申請地を使用貸借して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、1種農地ですが、集落に接続する住宅であり、妻の父及び祖母の所有する農地で他に代替地がなく例外許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から3番の3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査

4ページ4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己兼用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、兵庫県明石市に家族3人で居住していますが、農業従事者である一人暮らしの父が病気がちになったため、父の介護と農業運営が可能な申請地に、食料品小売業を兼ねた自己兼用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、現在一時転用中の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。受人は現在、申請地隣接地で一般貨物運送業を営んでおり、順調に業績を伸ばし約72台のトラックを確保し手狭となったため、既存駐車場と一体的に使用できる申請地を現在露天駐車場として一時転用中であり、引き続き使用するため永久転用許可をうけるものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地はおおむね半径300メートル以内にインターチェンジの出入口がある3種農地と判断され、転用目的は農業用通路で所有権を移転します。受人は同時に3条申請2ページ16番においての農地を取得する予定ですが、取得する農地等への

進入路が狭いため農業用通路として転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。
岡崎推進委員 4番から6番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見と
しています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から6番までの6件を許可と決定してよろしい
か。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は6件全件を許可と決定します。
次に申請等(4)、岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を審議します。
事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 申請等(4)の所有権の移転については東区のみで、5ページ1番から3番の3件で、農
地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1番が農地の所有者から財団へ
の所有権移転、2番3番が財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり
決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局か
ら説明をお願いします。

花房主任 6ページ1番から7ページ8番までの8件で、権利取得の事由はすべて相続、権利
の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてあり
ません。

中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、8件
を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房主任 報告(1)4条届については、8ページ1番から6番の6件です。転用目的は露天駐車場

1件、貸露天駐車場2件、共同住宅1件、車庫1件、太陽光発電施設が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、9ページ1番から8番の8件です。転用目的は分譲住宅地3件、敷地拡張が1件、戸建住宅が1件、長屋建住宅が1件、市道拡幅が1件、露天駐車場が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、10ページ1番から11ページ8番までの8件です。解約理由は、耕作目的が6件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、12ページ1番の1件です。内容は、トラクター降り口1件です。

報告(5)農地改良届については、13ページ1番、2番の2件です。内容はすべて普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について、を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 お知らせとして別紙資料にしたがって説明する。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時23分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員